

◆◆◆廃止届(販売業)について◆◆◆

◎ 業務を廃止した場合には、毒物劇物営業者登録票を添えて廃止日より30日以内に届出を行うことが必要です。（毒物及び劇物取扱法第10条）

◎ 提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）

◎ 届出書の提出先：枚方市保健所 保健医療課 薬事担当

電話(072)-807-7623

◆郵送 〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13

（令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました）

※収受印を押印した届書の返送を希望する場合は、届書（控え）及び返信用封筒（宛先の記載、郵便料金分の切手の貼付があるもの）等を同封してください。

◆メール hirakatayakuji@city.hirakata.osaka.jp

※収受印を押印した届書のPDFファイルの返信を希望する場合は、メール本文に記載してください。

※メールにて廃止届書を送信した場合、登録票（原本）を郵送してください。

廃止届の記載上の留意点

（1）業務の種類別欄には、毒物劇物の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載すること。

（2）登録年月日は、登録票に記載されている有効期限の開始年月日を記載すること。

（3）営業所、店舗の所在地及び名称は登録票をよく確認のうえ記載すること。

ただし、住居表示変更があった場合には新しい住居表示に従って記載し、その旨を備考欄に明記すること。

（4）廃止年月日は実際に業務を廃止した日を記載すること。

（5）廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品目、数量及び保管又は処理方法については、具体的に記載すること。

（6）備考欄には、廃止の理由（完全廃止、移転による廃止等）を記載すること。

（7）届出年月日は、提出日を記載すること。

（8）住所及び氏名は、登録票をよく確認のうえ記載すること。

（9）添付すべき登録票を紛失した場合は紛失理由書を添付すること。